

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成27年5月19日甲府市告示第208号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、指定を解除する。

平成29年3月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定を解除する区域
別図のとおり（甲府市中央三丁目147番の一部外）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去